

令和 6 年 1 0 月 2 2 日

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 2 8 条
第 2 項の規定による指定旧供給地点の指定の解除につ
いて

近畿経済産業局長から、別紙 2 の事業者及び供給地点群についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第 2 8 条第 2 項の規定による指定旧供給地点の指定の解除に関する、改正法附則第 3 6 条第 1 項第 5 号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 2 2 条第 1 項及び第 2 8 条第 1 項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定の解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙 1 のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

官 印 省 略
20240917 近畿第9号
令和6年10月17日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について（回答）

令和6年9月13日付け20240911近畿第4号により、貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点の指定解除について、指定解除することに異存はありません。

(別紙 2)

指定の解除事業者数：2 事業者

指定旧供給地点群数： 2 地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
株式会社エネアーク関西 (法人番号：5 1 2 0 0 0 1 1 1 8 7 3 3)	磯ノ浦団地
高橋商事株式会社 (法人番号：2 1 3 0 0 0 1 0 3 6 7 8 8)	泉川団地